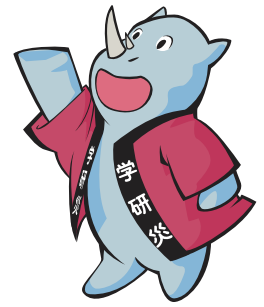


保護者の皆様は必ずご確認ください。

東京家政大学・東京家政大学短期大学部からの重要なお知らせです。

東京家政大学・東京家政大学短期大学部 学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)



学研災キャラクター サイちゃん

学生生活（学内外）を安心して過ごすために

大きく生活が変わるその時に このような“お子様”にご加入をおすすめします。

学研災^{*}にご加入される方だけが加入できる学生保険です。

※学生教育研究災害傷害保険（本学は学研災に全員加入しています。）

部活・
サークルを
はじめる



自転車通学を
はじめる

自転車条例にも対応！



下宿生活を
はじめる



アルバイト・
インターンシップを
はじめる



風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償！

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

..... 申込締切：2024年3月29日(金)

※必ず締切日までにお振込みください。

4月1日から補償開始する為には締切日までのお振込みが必要です。また、4月以降のご加入も可能です。
詳しくは代理店にお問い合わせください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約26円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

申込は
WEBで
簡単3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0222600>

公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ！



学生生活には こんなリスクが！

付帯学総がお子様の“万が一”を手厚くサポートいたします。

付帯学総とは

補償内容

補償内容・プラン

部活・サークル活動をはじめて…

【事件事例】

運動部の練習中、足元がすべってしまい、ひざをけがしてしまった。14日間の通院をして、治療費に**99,850円**かかってしまった。



学研災に加入しているので、今回のケースでは**3万円の補償**がされた

付帯学総に加入していれば治療費として**99,850円**の保険金をお支払い

※記載の例は治療費実費タイプの場合の例であり、それ以外の補償タイプの場合は支払金額が異なる可能性があります。
※高額療養費等の給付がある場合は、その額を差し引くものとします。詳細は「補償の概要等」をご覧ください。

自転車通学をはじめて…

【事件事例】

うっかり寝坊をしてしまい、急いで自転車通学をしていたら曲がり角で歩行者にぶつかってしまった。幸い、命に別状はなかったが**440万円**の賠償金を払うことになった。



学研災に加入しているが、今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

下宿生活をはじめて…

【事件事例】

初めての**下宿生活**、洗濯機を回したまま**外出**した際に排水ホースが外れて床全面に**水漏れ**してしまった。**30万円**かかってしまった。



学研災に加入しているが、今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い

※借家人賠償責任補償タイプに加入している場合

アルバイト・インターンシップをはじめて…

【事件事例】

アルバイト先の飲食店で、油が入った鉄板から油が飛んできて**やけど**を負ってしまった。治療費用として**4万円**がかかってしまった。



学研災に加入しているが、今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば治療費用として**4万円**の保険金をお支払い

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が1日あたりに換算すると約**26円**～

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

WEBから簡単にご加入



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0222600>



まずは詳しい補償項目をみてみよう！

付帯学総は、お子様の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

3	4,380	4
3	4,380	4

お子様が風邪をひいてしまったとき、たった1日の通院から補償

保護者の方の
90.5%^(※1)
が安心!



保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
... お支払い保険金 **3,860**円
治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
... お支払い保険金 **12,220**円

無料付帯 メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい
医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの...
緊急医療相談

※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布のご案内チラシに記載しています。



個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償

自転車条例にも対応



もしもの時もお任せ下さい！ 示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

保護者の方の
92.5%^(※1)
が安心!



※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、お子様のご卒業までの授業料を補償

保護者の方の
88.5%^(※1)
が安心!



お子様が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い
扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償
扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

(※1) 付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先：マクロミル)

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

お子様の急な入院に駆け付けたいときも



※3日以上入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

下宿をするお子様が、借家を傷つけてしまっても



生活用動産

下宿を狙われ盗難被害にあっても



免責金額：1事故5,000円

死亡・後遺障害

お子様に万が一があったときも



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

申込はこちら！
簡単
3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigaku?id=0222600>

さらに詳しい補償内容はP.5へ

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で走行中、歩行者にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(※1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(※1)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用^{(※1)(※2)(※3)}

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。)

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(※2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。初診日: 2024/4/15 のケース 60日を経過した日: 2024/6/13 60日を経過した日の属する月の末日: 2024/6/30 2024/4/15 ~ 2024/6/30 の治療がお支払対象
(※3) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」)を経過した後開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)
(※4) 自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 育英・学資費用^(※1)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金(ケガ)
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガ・病気)
お支払対象期間中^(※2)に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(※2) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



6 生活用動産

下宿限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。



7 借家人賠償責任

下宿限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。



《ご加入プランのご案内》

30% 割引

1日あたりに換算すると約 26円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

ご加入タイプ	自宅から通学の学生 下宿の方もご加入いただくことが可能です。			下宿の学生		
	1 個人賠償責任 ^(※1)	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	3 入院・通院 ^(※3) ケガ	4 救済者費用等	5 育英費用 ^(※4) ケガ	6 生活用動産 ^(※6)
1 個人賠償責任 ^(※1)	1 事故 国内:3億円 国外:1億円 限度			1 事故 国内:3億円 国外:1億円 限度		
2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
3 入院・通院 ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
3 入院・通院 ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
4 救済者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
5 育英費用 ^(※4) ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
5 学資費用 ^{(※4)(※5)} ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
5 学資費用 ^{(※4)(※5)} 病気	100万円	対象外	対象外	100万円	対象外	対象外
6 生活用動産 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
7 借家人賠償責任 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	300万円	300万円	300万円

保険料(卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償					
	天災危険補償特約あり	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ
2028年3月卒業予定者(4年間分保険料)	74,610円	43,830円	37,080円	80,600円	49,820円	43,070円
2027年3月卒業予定者(3年間分保険料)	50,720円	32,830円	28,520円	55,310円	37,420円	33,110円
2026年3月卒業予定者(2年間分保険料)	30,560円	22,340円	19,960円	33,770円	25,550円	23,170円
2025年3月卒業予定者(1年間分保険料)	14,510円	12,370円	11,400円	16,350円	14,210円	13,240円

(※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
(※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
(※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
(※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。
(※5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次^(※7)までの期間です。
(※6) 下宿の学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。
(※7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間	卒業予定年次 ^(※7) に応じて	
4年間	2028年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2027年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2026年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2025年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2025年4月1日(午後4時)まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)
[自動車運転者][建設作業者][農林業作業者][漁業作業者][採鉱・採石作業者][木・竹・草・つる製品製造作業者](以上6職種)

付帯学総 Q&A

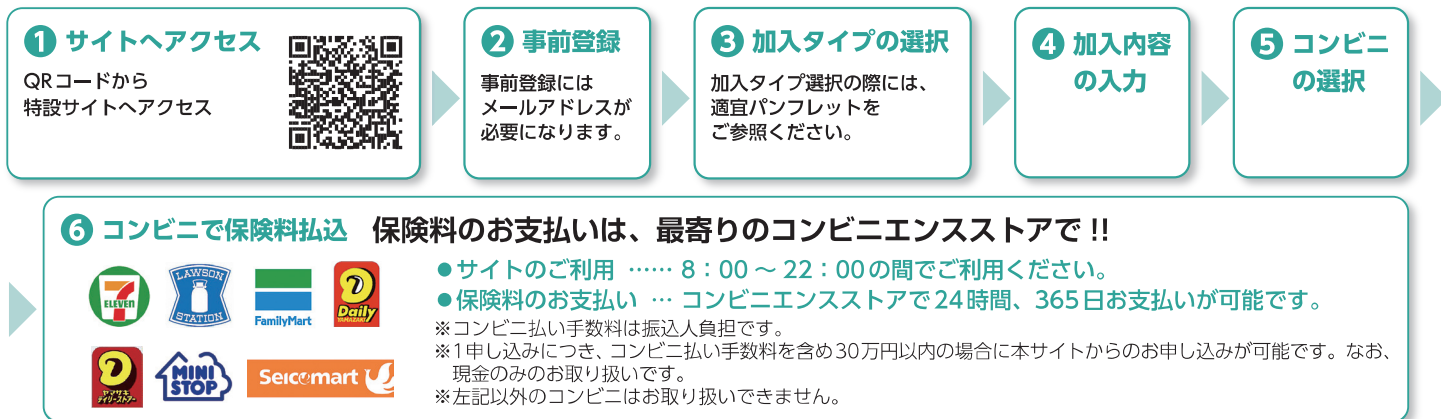
Q 入学時は自宅通学だが、途中から下宿を予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。下宿を始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

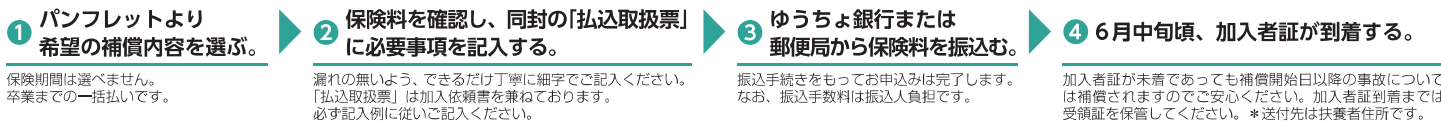
A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。
※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

《郵便局申込の場合》※ Web加入が出来ない場合⇒郵便局でのお申込み



※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合（新規申込・変更）、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご容赦ください。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、**本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります**（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。
この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	株式会社 NIC	〒179-0074 東京都練馬区春日町2-12-46 (TEL 0800-888-3181 FAX 03-3990-3656) 注) 学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（教育・学生支援センター 学生支援課）までお問い合わせください。
--------------------	----------	--

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 (取扱代理店)	株式会社 NIC	0800-888-3181 (代理店電話番号) ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）[0120-720-110]へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。
-------------------	----------	--

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 北東京支店 専業代理店支援チーム	〒170-6030 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル30階 (TEL 03-5985-0721 FAX 050-3385-7493)
--------	--	--

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（教育・学生支援センター 学生支援課）までお問い合わせください。

2023年11月作成
23TC-005274

払込取扱票の記入方法

本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。また**全ての項目が必須項目**ですので、記入もれないようご確認をお願いします。訂正の場合は――で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

2024年度用 付帯学総専用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

6 学生の卒業予定年参考 (この保険は卒業までの期間一括加入です。)

卒業まで	卒業予定	平成12年	2000年
4年間	2028年 3月	平成13年	2001年
3年間	2027年 3月	平成14年	2002年
2年間	2026年 3月	平成15年	2003年
1年間	2025年 3月	平成16年	2004年
		平成17年	2005年
		平成18年	2006年

9 学生の生年月日欄参考 (西暦でご記入ください。)

払込取扱票

00	東京	口座記号番号	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
		0 0 1 1 0 0 2 9 8 3 0 7	※	3 7 4 6 1 0
加入者名		学総口 (財)日本国際教育支援協会		備考
ご依頼人・通信欄		2024 ※〒	※扶養者の電話番号	※学研災への加入
扶養者(払込人)		※住所 東京都千代田区丸の内1-2-1		加入済み/学定 未加入
※フリガナ		※フリガナ		★他の保険契約等 ☆学生が継続的に従事している職業・職務
※署名		日本 太郎		内容が、
学生(保険の対象となる方)		02226-00	東京家政大学・東京家政大学短期大学部	加入タイプ
※学部学科		○○学部○○学科		※2024年 4月入学
※フリガナ		○○学部○○学科		※2028年 3月卒業
※氏名		日本 花子		タイプ
※★学生の生年月日(西暦で記入)		※☆公的医療保険制度		日
2005年 4月 5日		ハナコ		附
本人の住宅(建物)所在地は		対象となる方本人の生活の本拠地		印

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)

付帯学総専用 払込取扱票

付帯学総専用の振込用紙です。学研災(学生教育研究災害傷害保険)の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。

WEB加入の場合は この払込取扱票は使用できません。

- ご署名ください。**
※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください(学生が成年に達している場合は、親権者でなくてもかまいません)。
▲払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 必ずご記入ください。**
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。
- 加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。
※この保険は卒業までの期間一括加入ですのご注意ください。
- 学研災(学生教育研究災害傷害保険)に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。
皆様は全員加入しています。
- 他の保険契約等(ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容(他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額)をご記入ください。
- 左上の卒業予定年を参考にして学生の大学入学年月と大学卒業予定年月をご記入ください。
- 大学院生は専攻等をご記入ください。
- 保険の対象となる方に適用される公的医療保険制度の名称をご記入ください。(お手元の健康保険証をご確認ください)。
組合管掌健康保険→**組合**
国民健康保険→**国民**
船員保険→**船員**
共済組合→**共済**
退職者医療制度→**退職**
全国健康保険協会管掌健康保険→**協会**
(旧政府管掌健康保険)
- 左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日を西暦でご記入ください。
- 通学の拠点となるお住まいが自宅か下宿・寄宿舎等かをお答えください。

加入者証は6月中旬頃を目処にお送りします。 2023年6月作成 23T-000513

払込取扱票

00	東京	口座記号番号	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
		0 0 1 1 0 0 2 9 8 3 0 7	※	
加入者名		学総口 (財)日本国際教育支援協会		備考
ご依頼人・通信欄		2024 ※〒	※扶養者の電話番号	※学研災への加入
扶養者(払込人)		※住所		加入済み/学定 未加入
※フリガナ		※フリガナ		★他の保険契約等 ☆学生が継続的に従事している職業・職務
※署名		勇 安		内容が、
学生(保険の対象となる方)		02226-00	東京家政大学・東京家政大学短期大学部	加入タイプ
※学部学科				※20 年 月入学
※フリガナ				※20 年 月卒業
※氏名				日
※★学生の生年月日(西暦で記入)		※☆公的医療保険制度		附
年 月 日		タイプ		印
本人の住宅(建物)所在地は		対象となる方本人の生活の本拠地		

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0 0 1 1 0 0
	2 9 8 3 0 7
加入者名	学総口 (財)日本国際教育支援協会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
ご依頼人	おなまえ ※ 様
料金	円
備考	

この受領証は、大切に保管してください。

※この払込取扱票は付帯学総専用です。学研災の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。
※本受領証は加入者証がお手元に届くまで大切に保管ください。
※加入者証は6月中旬を目処にお送りします。

←ご依頼人のおなまえは扶養者欄の氏名と同一のものを
ご記入ください。

<個人情報取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動………www.tokiomarine-nichido.co.jp

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただきます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



<ご加入時の同意内容について>

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- *保険の対象となる方をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。

在学生のための各種補償制度のご加入について

1 はじめに

授業、学校行事、サークル活動、通学途中等におけるケガ等に対する補償につきましては、本学では（公財）日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び「学研災付帯賠償責任保険」（付帯賠償）に全学生の皆様にご加入いただいておりますが、この保険は大学の管理下のみの補償制度です。それだけでは対応できない場合も少なくないため、本学では「学研災付帯学生生活総合保険」を導入し、ご加入をお薦めしております。

2 保険内容

全員加入済

学生教育研究災害傷害保険（学研災）＋ 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

学研災は（公財）日本国際教育支援協会が創設し、大学の正課である講義、実験・実習、課外活動、各種大学行事（インターンシップおよびボランティア活動を含む）の参加中、及び学内で生じた災害等、通学中、大学施設等相互間の移動中の事故が補償の対象となるものです。本学では学研災に学生全員が加入しております。

付帯賠償は、正課中、学校行事中、課外活動及びその活動を行うための往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により被る法律上の損害賠償を補償します。本学では付帯賠償に学生全員が加入しております。

＋

任意加入

学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

教育研究活動中、課外活動中及び通学中の傷害・事故等に備える学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）に加入していることを条件とする保険であり、正課・学校行事以外を含む24時間補償（除く死亡・後遺障害）や病気・ケガの治療実費の支払い、保護者の救援者費用、専門医による電話相談など、学生生活をより広くカバーした補償内容となっています。

任意加入の制度ですが、ご加入いただきますようご推奨申し上げます。

学研災付帯学総保険と学研災の違い（*はオプションです）

補償の内容	保険種類	付帯学総 (任意加入)	学研災 (全員加入)
保険金額		健康保険の自己負担分の 実費補償	入院加算金日額：4,000円 通院：医療保険金 A：3,000円～ B：6,000円～ C：30,000円～
補償期間		入・通院を開始した日から初 日を含めた60日を経過した日 の属する月末まで	入院：180日限度 通院：270日以上は30万円
学校行事中・授業中・実習中のケガ		一日目から 治療実費を補償	1日以上通院・A 1日以上入院の場合 入院加算金4,000円/日
学校施設内（クラブ活動中を除く）のケガ 学校施設間移動中のケガ 通学中のケガ			4日以上通院・B 1日以上入院の場合 入院加算金4,000円/日
クラブ活動中のケガ			14日以上通院・C 1日以上入院の場合 入院加算金4,000円/日
日常生活でのケガ			×
病気（ハシカ・風邪等、日常生活中にかかったとき）			×
ケガや病気で継続して3日以上入院したり、搭乗している 航空機や船舶が遭難した場合に、親族等が駆けつけるため の交通費や宿泊費等をお支払いします。		交通費2名分 1往復限度。 宿泊費2名分 1名につき14日限度	×
アルバイト中やクラブ活動中などの正課中、学校行事 中、ボランティア活動等を含む日常活動で、他人にケガ をさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律 上の損害賠償責任を負った場合		1億円を限度に補償	×
*扶養者がケガ・病気により死亡したり重度の後遺障害を 被り扶養できなくなった場合の学資費用・育英費用		育英費用は保険金額全額・学資費用 は支払い年度ごとに保険金額を限 度に学業費用の実額	×
*国内で生活用品・身の回り品が火災・盗難等の偶然な事 故で損害を受けた場合		保険金額を限度に 補償	×

3 「学研災付帯学総」の加入パターン

学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）は、推奨6タイプから選択してご加入いただくことになります。

4 申込方法

付帯学総保険の申し込みはQRコードからのWEB加入もしくは同封の払込用紙でご入金ください。

締切は3月29日としておりますが、締切以降のご加入も可能です。その場合パンフレットと保険期間・保険料が異なりますので、詳しくはパンフレット記載の下記代理店までお問い合わせください。

このご案内は各保険の概要についてご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点がある場合は、下記代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	株式会社 NIC	0800-888-3181
--------------------	----------	---------------